

**立教大学学術推進特別重点資金（立教 S F R）**  
**プロジェクト研究（共同研究科プロジェクト研究）**  
**2005年度研究【経過・成果】報告書**

<b>研究科名</b>	立教大学大学院法務研究科		
<b>共同研究科名等</b>	法学研究科、社会学研究科、ビジネスロー研究所、北海道大学法学研究科、神戸大学法学研究科		
<b>研究課題</b>	グローバル化する知的財産紛争～21世紀の新秩序の構築を目指して～		
<b>研究代表者</b>	所属・職名	氏名	
	法務研究科・教授	早川 吉尚 印	
<b>研究組織</b>	所属大学名等・職名	氏名	
	法務研究科・教授 法務研究科・助教授 法学研究科・教授 法学研究科・助教授 法学研究科・助教授 法学研究科・助教授 社会学研究科・助教授 北海道大学・助教授 神戸大学・助教授	橋本博之 松井秀征 東條吉純 上野達弘 浅妻章如 奥野 寿 石川 淳 横溝 大 島並 良	
<b>研究期間</b>	2004 年度 ～ 2005 年度		
<b>研究経費</b>	2004年度	2005 年度	総計
	5800 千円	5600 千円	千円

**研究の概要** (200～300字で記入、図・グラフ等は使用しないこと。)

知的財産法の領域においては、近年、外国特許・著作権の我国における侵害、職務発明の「相当な対価」の算定基礎に外国特許が含まれるかといったクロスボーダーな紛争が続出し、裁判所が混乱の中で対応に追われるといった事態が発生している。このような経済グローバル化の急速な進展により発生した新しい問題群につき、本研究プロジェクトは、知的財産法、国際私法、企業法、国際経済法、行政法、租税法、労働法、経営学の専門家を研究機関の垣根を越えて集め、かかる問題群の多角的・総合的な検討を図り、もって、そのあるべき規律を現代社会に対して提示することを目指すものである。

**キーワード** (研究内容をよく表しているものを3項目以内で記入。)

[国際私法] [知的財産法] [グローバル化]

**研究成果の概要** (図・グラフ等は使用しないこと。)

1. 2005 年度に関しては、①外国特許・外国著作権の侵害紛争を巡る問題群の研究グループ(早川、上野、横溝、松井)、②職務発明の従業者への対価の算定の基礎と外国特許の紛争を巡る問題群の研究グループ(早川、島並、石川、奥野)、③知的財産に関する紛争の研究グループ(早川、浅妻、橋本、東條)なる三つの研究グループが、それぞれが担当する問題の解決のために必要な新たな規律の考察を続け、対外的に提示すべき成果の取り纏め作業を行った。また、数度にわたり全体会合を開催し、各グループの内部における成果を全体で批判的に検討しあうといった作業も並行して行った。

また、その過程で外部の関係分野の研究者や実務家を研究会合のゲストとして招き、本研究プロジェクトの構成メンバー以外の声もさらに反映できるように努めた。より具体的には、Oliver Oldman ハーバード大学名誉教授を米国から招いた他、植村昭三 W I P O 事務局長特別顧問、中里実東京大学教授、大淵哲也東京大学教授、相澤英孝一橋大学教授、田村善之北海道大学教授、井上由里子神戸大学教授、大町真義一橋大学助教授、熊倉禎男弁護士、岩倉正和弁護士、大野聖二弁護士などの参加をいただいた。

2. また、夏季休暇明けにおいては、研究成果に関する暫定的な報告書を作成し、本研究プロジェクトの H P (<http://law.rikkyo.ac.jp/ribls/symposium/2005ip/index.htm>) を用いて公表した。

そして、2005 年 9 月 16 日に東京・大手町の学術総合センターの中会議場において、我国の知的財産法に関係する研究者・実務家約 200 名を一同に集めた一日がかりのシンポジウム「グローバル化する知的財産紛争」を開催し、研究成果に関する検討作業を内外の研究者・実務家とともにを行った。その内容は、以下の通りであった。

**Opening Remarks** 植村昭三 (W I P O 事務局長特別顧問)

## 第 1 セッション

「外国知的財産権の我国における侵害」

座長：大淵 哲也 (東京大学)

報告：早川吉尚 (立教大学)、上野達弘 (立教大学)

コメント：横溝大 (北海道大学)、大野聖二 (弁護士)

## 第 2 セッション

「職務発明の対価と外国特許」

座長：井上 由里子 (神戸大学)

報告：田村善之 (北海道大学)、島並良 (神戸大学)

コメント：石川淳 (立教大学)、奥野寿 (立教大学)

## 第 3 セッション

「国際知的財産紛争の現代的諸相」

座長：相澤英孝 (一橋大学)

報告：浅妻章如 (立教大学)、東條吉純 (立教大学)、熊倉禎男 (弁護士)

コメント：橋本博之 (立教大学)、大町真義 (一橋大学)

**Closing Remarks** 大淵 哲也 (東京大学)

そこにおいては、ゲストスピーカー、ゲストコメンテーターをも含めたメンバー間での上記問題に関する討論、さらには、フロアとの上記問題に関する討論が展開され、暫定的な報告書の中における本研究グループの研究成果に対して、様々な角度からの検討作業がなされたといえる。なお、以上のシンポジウムの模様の詳細に関しては、添付の別紙 2、別紙 3、別紙 4 を参照。また、スピーカー、コメンテーター以外の参加者については別紙 5 を参照。

## 研究成果の概要 つづき

また、2005年11月18日には、「Taxation on Business in a Changing World」と題したセミナーを立教大学で開催し、知的財産に関する国際課税の問題に焦点を絞って検討作業を行った。その内容は、以下の通りであった。

座長：岩倉正和（弁護士）

報告：浅妻章如（立教大学）

Oliver Oldman（ハーバード大学名誉教授）

中里実（東京大学）

なお、以上のシンポジウムの模様の詳細に関しては、添付の別紙6を参照。

3. 他方、米国などとは異なり、オンラインデータベース等による情報の収集が必ずしも容易ではない重要な外国について、必要な情報の収集のために現地調査も引き続き行われた。昨年度は、英、仏、ドイツの他、発展途上国の一つの代表例としてブラジルの調査が行われたが、今年度に関しては同じく発展途上国のもう一つの代表例として、3月に早川が中国の上海と北京を訪れ、現地の法律事務所を中心に知的財産紛争の現状に関する調査を行った。

4. 以上の検討作業の結果、導き出された知的財産紛争のグローバル化という新たな現象に対応するためのあるべき規律について成果が報告書の形で別紙1のように纏められている（その一部は報告書に纏める前に既に継続雑誌等で公表されているため、その部分に関しては公表された形のままのものを報告書の中に纏めることとした）。すなわち、①のグループの成果は早川、上野の論稿として、②のグループの成果は島並の論稿として、③のグループの成果は浅妻、東條の論稿として、それぞれ纏められ、報告書になっており、国際知的財産法の21世紀におけるあるべき規律がそこにおいて示されている。

5. なお、関係する専門家各位に配布された以上の報告書については、さらなるフィードバックを経た上で、2006年度末の単行書としての公刊を目指してさらなる検討作業を重ねる予定である。そして、そのように研究を継続するために、2006年度に関しても、新たな外部資金への申請を現在準備している。